

船橋市監査委員告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成15年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成24年12月12日

船橋市監査委員 高地章記  
 同 増田尚功  
 同 斎藤忠  
 同 中村静雄

監査対象 機 関		船橋市勤労市民 センター		結 果 措 置 報 告 年 月 日	平成24年11月14日
ページ	項 目	区 分	事 項	措 置 状 況	
109	6-1	監査 結果	付属設備の台帳が整備されていない	平成23年度末に備品台帳は整備済み。	
110	6-3	監査 結果	指名参加業者数が変わっていない	平成15年度より指名参加業者を3社から5社に増やし、平成18年度からは、郵便入札を実施するなど、コストの削減及び業者選定の適正化に努めている。	
111	6-6	監査 結果	小規模修繕の定義が明らかになっていない	平成18年から指定管理を行っており、基本協定書の第13条（修繕等）において、「見積もり額が1件30万円未満の軽易な修繕については乙の負担とし、見積もり額が1件30万円以上の修繕の負担については甲乙協議の上、行う。」と規定している。 また、平成23年からの基本協定書では、第20条（備品等）第5項で、「物品の修繕については、原則として、見積もり額が1件30万円未満の軽易な修繕は乙が負担するものとする。」と規定している。	

